

ひとり親家庭を
応援します!

高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが、就労に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で学ぶにあたり、安定した修業環境の提供や生活の不安の解消などを目的に、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

<対象になる人>

八尾市内に居住する母子家庭の母・父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす人

- ①20歳未満の子どもを扶養している
- ②八尾市で児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にある
- ③修業年限1年(令和6年3月末日までに開始する場合は6カ月)以上の養成機関において一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる
- ④就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる
- ⑤過去に同給付金を受給したことがない、他に趣旨を同じくする給付を受けていない

<対象となる資格>

看護師 准看護師 理学療法士
保育士 美容師 社会福祉士
など

令和5年度に限り

シスコシステムズ認定資格
LPI認定資格 など

<注意事項>

専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金など、趣旨を同じくする制度の場合、併用できないことがあります。資格取得に向けて他の制度も利用する場合は、必ずご相談ください。

<支給対象期間等>

①高等職業訓練促進給付金

修業期間中(上限3年。ただし、資格取得のために4年課程が必要となる場合等は4年。)

支給額

市民税非課税世帯	市民税課税世帯
月額10万円 (月額14万円)	月額7万500円 (月額11万500円)

(下段:修業する機関の最後の12カ月の額)

②高等職業訓練修了支援給付金

修了後に1回のみ支給

※修業開始時と修了時とも要件を満たしていた方のみ

支給額

市民税非課税世帯	市民税課税世帯
5万円	2万5000円

詳細はこちらをご覧ください



詳細については、お問い合わせください。

【 問合せ・申請先 】

八尾市子ども若者部子ども若者政策課

Tel:072-924-3988

mail:kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp

令和5年6月作成